

＜事故報告の対象及び報告方法＞

(有料老人ホームとは事故報告の基準が一部異なります。)

事故の区分	報告対象	県への報告方法
職員の不適切なサービス提供 (※1) により発生した事故 (「適切な見守りサービスの提供がなされていなかった。」など、本来提供されるべきサービスが提供されなかったことによる事故や住宅設備の瑕疵による事故も含む。)		
骨折・打撲・捻挫・脱臼 切傷・擦過傷 やけど 異食・誤えん 誤薬 その他(体調異変など)	医療機関での受診を要したもの について報告	郵送
その他		
食中毒・感染症 ※2 火災事故 地震等の自然災害による住宅 の滅失・損傷 登録事業者及び職員等の法令 違反並びに不祥事 その他重大事故 ※3	基準(※2)に従って報告 すべて報告	電話連絡+郵送

※1 「職員の不適切なサービス提供」とは、以下のような場合が考えられます(原則として、居室内で発生した職員が関与しない事故は報告の対象外です)。

- ・サービス提供に当たり、高齢者住まい法や「神奈川県サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針(以下「指導指針」という。)で定めるサービス提供方法の基準を守らなかった場合(状況把握の方法や回数の基準を満たさず、入居者の体調異変に気付かなかった場合など)
- ・入居者との個別のサービス提供契約内容に違反した場合(契約内容では、夜間2時間置きに状況把握をすることになっていたが、契約通り実施せず、入居者の体調異変に気付かなかった場合など)
- ・サービス提供にあたり職員の故意又は過失があった場合(買い物付き添い中に職員が目を離してしまい、入居者が転倒した場合など)
- ・住宅設備に職員が対応すべき瑕疵があった場合(廊下に雨漏りがあったが注意表示をせずに、入居者が転倒した場合など)

※2 食中毒及び感染症について

食中毒及び感染症については、厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日)に基づき、以下に該当する場合に報告してください。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

※3 その他重大事故としては、以下のケース等を想定しています。

- ・「自然死以外の死亡(病気等の場合であっても死因に疑義が生じる可能性がある場合を含む。)」
- ・「事件性のない死亡であるが、発見までに日数が経過した場合」
- ・「離脱(住宅から外に出て行方不明になったが、発見され戻ってきた場合等)」
- ・「高齢者虐待(疑いも含む。)」